

第1期福津市こども計画（案）の主な修正事項の一覧

令和7年2月17日

令和6年12月23日から令和7年1月30日までの間に実施したパブリックコメントでの計画案以降の修正について

頁	修正内容	備 考
3	こどもの国推進協議会の開催数を記載しました。	事務局修正
4	パブリックコメントの実施内容を記載しました。	事務局修正
5	（１）計画の進行管理 「本計画は、施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、」を 「本計画における施策の進捗状況については、こどもの国推進協議会で定期的に把握・評価し、」 に修正しました。	パブコメ意見 5-③ ※関連 協議会意見 2-①②③
7・9	令和11年までのこどもの人口の推計値を追加しました。 あわせて 「（１）総人口・年齢区分別人口の推移」を 「（１）総人口・年齢区分別人口の推移と推計」 に修正しました。	事務局修正
15・16	男性の就業状況の統計資料を追加しました。 あわせて、 「（７）女性の就労状況」を 「（７）就労状況」 に修正し、説明の記載も修正しました。	協議会意見 1-①
38	基本目標2 こどもの成長過程を通じた包括的な支援 「こどもの成育過程では、様々な困難を乗り越えることが求められます。」を 「こどもの成長過程では、様々な困難に直面することがあり、臨機応変に対応することが求められます。」 に修正しました。	パブコメ意見 3-①
39・40	3 施策体系 表の表記の内、計画の各項目の表記と異なる部分を修正しました。	事務局修正

41	(2) 要保護児童・要支援児童対策の推進 『「特定妊婦」(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)』を追加しました。	協議会意見 12-①
42	(4) 政策形成過程へのこどもの意見の反映 「市政の推進にあたって、可能な限り、こどもの意見を聴く機会の確保に努めるとともに、」の内、 「可能な限り」を削除しました。	パブコメ意見 3-②
45・46	(2) 学齢期の相談支援の推進 「学校・園や家庭での人間関係の悩みから、発達上の心配、不登校、いじめ・虐待など、様々な課題をもつ子どもたち・保護者に対し、関係機関が連携し、一人ひとりに寄り添う相談支援を推進します。」を 「学校・園や家庭での人間関係の悩みから、発達上の心配、不登校、いじめ・虐待など、様々な課題をもつ子どもたちや保護者、一人ひとりに寄り添う相談支援を推進するため、関係機関が連携を図るとともに、各機関が、相談現場の状況に合わせて、専門職、支援員等の配置、施設・設備の確保等の課題の解消に努めます。」に修正しました。	協議会意見 4-①②③ パブコメ意見 1-①、2-①、 3-⑦、10-①
47	(2) 地域とともに歩む学校教育の推進 「◆児童生徒数急増に伴う教育環境の整備(教育総務課・学校教育課)」を 「◆児童生徒数急増に伴う過大規模校への対応、教育環境の改善(教育総務課・学校教育課)」に修正しました。	協議会意見 9-①②③④
50	(3) 経済的負担の軽減 説明の文章を修正しました。	協議会意見 6-①

51	(2) 特別支援教育・障がい児保育の推進 「必要な支援員等の配置、施設・設備の障壁の解消に努め、」を 「こども一人ひとりの特性と現場の状況に合わせて支援員等の配置、施設・設備の障壁の解消に努め、」 に修正しました。 「◆「個別の支援計画・指導計画」に基づく特別支援教育の推進（学校教育課）」を 「◆「個別の支援計画・指導計画」に基づく特別支援教育の推進および支援環境の整備（学校教育課）」 に修正しました。	協議会意見 7-① パブコメ意見 3-④
53	第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画 「それらに対する確保内容（供給量の見込み）について、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。」を 「それらに対する確保内容（供給量の見込み）について、教育・保育提供区域ごとに子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。」 に修正しました。 「本計画では、教育・保育提供区域は、従来どおり、全市1区域とします。」 を追記しました。	事務局修正
53	1「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容 『「保育の必要性の認定」には、保育の必要性のある0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。』を 『「保育の必要性の認定」は、適正なサービスを受けるための必要度や必要量を判定するものであり、保育の必要性のある0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。』 に修正しました。	パブコメ意見 3-⑤

56～65	2 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容 下記のとおり、修正を行いました。 ・「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目 「(18) こども誰でも通園制度」を 「(18) こども誰でも通園制度（乳児等通所支援事業）」 に修正しました。 ・(5) 養育支援訪問事業の「養育支援訪問事業」の量の見込み と確保内容を修正しました。 ・(16) 親子関係形成支援事業 『「親子関係形成支援事業」は、児童との関わり方や子育てに 悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、』を 『「親子関係形成支援事業」は、親子の関わり方や子育てに悩 みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、』 に修正しました。 ・(18) こども誰でも通園制度（乳児等通所支援事業） 説明文の修正、量の見込みと確保内容の数字を追加しました。	事務局修正
73	(2) ひきこもり防止と居場所づくり 「また、市においても多部局が連携し、つながりの回復や社会的 役割の獲得にむけた支援を推進していきます。」を 「また、市においても多部局が連携し、複合的な課題の把握に努 め、つながりの回復や社会的役割の獲得にむけた支援を推進して いきます。」 に修正しました。	協議会意見 8-①② ※関連 パブコメ意見 2-②、9-①、 10-②
78～84	下記のとおり、参考資料を追加しました。 ・「3 参考指標」を追加しました。 ・「4 福津市こどもの国推進協議会規則」を追加しました。 ・「5 福津市こどもの国推進協議会委員名簿」を追加しました。 ・「6 計画策定の経過」を追加しました。 ・「7 諮問書」を追加しました。 ・「8 答申書」を追加しました。※内容は調整中	協議会意見 2-①②③、5-①